

第 8 公 平 審 査 関 係 業 務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

平成30年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	棄却		
給与		1	1						1	1	0
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境		1	1		1					1	0
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計		2	2		1				1	2	0

※処理件数の内、取下げの1件は、人事委員会があっせんを行い事案が解決した結果、取下げられたものである。

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境		1	1							0	1
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計		1	1							0	1

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
平成30(措)第1号	県職員	知事	勤務環境の改善	平成31年2月6日	取下げ
平成30(措)第2号	公立学校教員	県教育委員会	手当の支給	平成30年11月28日	要求棄却

イ 委託分

なし

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めるときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

平成30年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)		
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認			
分限処分	降給 降任 休職 分限免職											
懲戒処分	戒告 減給 停職 懲戒免職											
		1	1		1							1
		1	1						1			1
転任												
その他												
計		2	2		1				1			2
再 審												0

イ 委託分 なし

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
平成29(審)第1号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(免職)	平成31年2月26日	処分承認
平成29(審)第2号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(停職)	平成30年8月30日	取下げ

イ 委託分 なし

3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

平成30年度は公平審査関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。